

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項
の電磁的方法による提供の承認申請書

<p style="text-align: center;">(フリガナ)</p> <p>名 称</p> <hr/> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(フリガナ)</p> <p>所 在 地</p> <hr/> <p>〒</p> <p style="text-align: center;">電話 — —</p> <hr/> <p>代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>		税務署受付印	※整理番号
<p> <input type="checkbox"/> 第198条第2項（給与等関係） 所得税法 <input type="checkbox"/> 第203条第4項（退職手当等関係） に規定する承認を受けたいのでこの旨申請します。 <input type="checkbox"/> 第203条の5第4項（公的年金等関係） </p>			
電磁的方法の種類	<p>次の1又は2の方法により提供を受けるための措置を講じています（講ずる予定です）。</p> <p>1 送信者等の電子計算機と受信者等の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて申告書情報を送信し、受信者等の電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法</p> <p>2 光ディスク、磁気ディスク等をもって調製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法</p> <p>(注) 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。</p>		
電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容	<p>次の1又は2の措置を講じています（講ずる予定です）。</p> <p>1 給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の受領者が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること</p> <p>2 給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号（ID）及び暗証符号（パスワード）を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること</p> <p>(注) 1 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。 2 講じている（講ずる予定の）措置が上記2に該当する場合には、その用いる識別符号（ID）の内容を「その他参考事項」欄に記載してください。 （記載例：社員番号とイニシャルを組み合わせた10桁の英数字）</p>		
その他参考事項			

税 理 士 署 名 押 印	㊟
---------------	---

※税務署 処理欄	部門		決算 期		業 種 番 号	入 力	名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	--	---------	--	------------	-----	-----	-----------	-------	----------

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の 電磁的方法による提供の承認申請書の記載要領等

1 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度について

- (1) 源泉徴収に関する申告書（以下「申告書」といいます。）に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例の適用を受けるに当たっては、給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の源泉徴収義務者は、給与等の受領者から申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供（以下「電磁的方法による提供」といいます。）を受けるための措置を講ずる必要があります。

（注）この特例の対象となる申告書は、次のものです。

- ① 所得税法第198条第2項の規定によるもの
 - ・ 給与所得者の扶養控除等申告書（所法194）
 - ・ 従たる給与についての扶養控除等申告書（所法195）
 - ・ 給与所得者の配偶者特別控除申告書（所法195の2）
 - ・ 給与所得者の保険料控除申告書（所法196）
- ② 所得税法第203条第4項の規定によるもの
 - ・ 退職所得の受給に関する申告書（所法203）
- ③ 所得税法第203条の5第4項の規定によるもの
 - ・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所法203の5）

- (2) 具体的には、源泉徴収義務者は、①給与等の受領者から「電磁的方法の種類」欄に記載する方法による提供を受けるための措置及び②電磁的方法による提供を受ける際に、給与等の受領者を特定するため、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容」欄に記載の措置を講ずるとともに、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。

（注）この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされます。

- (3) この特例について承認を受けていた源泉徴収義務者が、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。

◎注意

- 1 源泉徴収義務者が、次に掲げる措置を講じていない場合には、この特例の承認を受けられないことがあるほか、既に受けている承認を取り消されることがあります。

- ① 給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置
- ② 給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置
- ③ 申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置

- 2 給与等の受領者は、電磁的方法による提供を行う場合であっても、申告書に添付すべき証明書類については、書面による提出又は提示が必要です。

2 各欄の記載方法

- (1) 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の名称、住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。

（注）この場合「その他参考事項」欄に申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。

- (2) 本文には、承認を受けようとする特例の該当条文に、それぞれ「レ」印を付してください。
- (3) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。